

第 7 1 号議案

芦屋市病院企業職員貸付金条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市病院企業職員貸付金条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 7 年 8 月 3 1 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

市立芦屋病院に勤務する看護職員に対する育児資金貸付を廃止するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市病院企業職員貸付金条例の一部を改正する条例

芦屋市病院企業職員貸付金条例（平成21年芦屋市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員（）」の次に「芦屋市職員定数条例（昭和25年芦屋市条例第30号）第1条第1項に規定する職員に限る。」を加える。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第3条第2項中「貸付け」の次に「の区分」を加え、同項第2号を削り、同項第3号中「前条第3号」を「前条第2号」に改め、同号を同項第2号とする。

第6条第1項第1号中「在職する」を「在職している」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

第7条第1項中「資金の貸付け」を「管理者は、資金の貸付け」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同条第2項中「貧困」を「生活困窮」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の芦屋市病院企業職員貸付金条例（以下「旧条例」という。）第2条第2号に規定する育児資金貸付の決定を受けて

いる者に対する資金の貸付けについては，平成30年3月31日までの間，なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により育児資金貸付を受けている者及び前項の規定により育児資金の貸付けを受ける者に係る旧条例第6条第1項第2号及び第7条第1項第2号の規定は，当該資金の返還が終了するまでの間，なおその効力を有する。

参 照

芦屋市病院企業職員貸付金条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

市立芦屋病院に勤務する看護職員に対する育児資金貸付を廃止するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 修学資金貸付及び資格取得資金貸付の対象を常時勤務する職員（臨時的任用職員を除く。）とする。（第1条関係）
- (2) 市立芦屋病院に勤務する看護職員で、就学前の児童を養育し、保育施設に入所させているものに対する育児資金貸付を廃止する。
(第2条, 第3条, 第6条及び第7条関係)
- (3) その他規定の整理

3 施行期日等

- (1) 平成27年10月1日
- (2) 現に育児資金貸付の決定を受けている者に対する資金の貸付けについては、平成30年3月31日までの間、なお従前の例による。
- (3) 現に育児資金貸付を受けている者及び(2)により育児資金の貸付けを受ける者に係る資金の返還及び返還債務の免除の規定は、当該資金の返還が終了するまでの間、適用することとする。